

# 現行法に則った用語が 使用されていますか？



## (1) 旧商法時代の用語

旧商法時代に定款で使用されていた用語には、右のような用語があります。株式会社定款に右のような用語が使用されている場合は、現行法に基づいた定款になっていない可能性がありますので、全体的に見直しをした方が良いと考えられます。

額面株式、一単元の株式数、発行する株式の総数、資本の額、発行する各種株式の数、端株、端株主、株主名簿の閉鎖、名義書換代理人、登録質権者、自己株式の処分、新株の発行、決算期、営業年度、営業、営業譲渡、利益配当金、利益処分、存立時期、根拠法令が商法となっているもの等々



## (2) 定款変更決議の要否

平成18年5月1日会社法改正以後、必ずしも定款変更決議を行って現行法に基づいた用語による定款を作成する必要はありませんが、株主及び債権者からの閲覧・謄写請求に対する一定の備えが必要となります。また、法令上は旧法に基づいた用語を使用したままでも問題ない場合であっても、現行法に基づいた正しい用語、内容の定款とすることが望ましいということは言うまでもありません。旧法下に基づく会計処理方法が記載されている場合や旧法下においてのみ認められている制度が記載されている場合には、定款記載事項の内容と法令の要件とどちらも遵守する必要があるのかなど、会社運営に疑義が生じる恐れがあります。



## (3) 閲覧等の請求をした者に対し 開示しなければならない事項

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)では、会社法施行後に株式会社(株主及び債権者による定款の閲覧、謄写請求(会社法第31条第2項各号)に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、整備法の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならぬとされています(整備法第77条)。

実務的には、日常業務として取締役会の決議により、又は、株主の理解を得るよう他の変更事項と一緒に定款変更決議を経るか、あるいは報告事項として報告する等して、整備法のみなし規定に沿って書面としての定款全体を修正したものを備え置くか、定款全体を修正しない場合は、整備法のみなし規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を別紙として用意し、現行定款とともに備え置くか等が考えられます。別紙としては、右のような文書が想定されます。

### 別紙

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項

現定款には記載されておりませんが、整備法により定款に記載がないものであっても定款に定めがあるものとみなされる事項は、下記のとおりです。

#### 記

1. 監査役は会計に関するものに限り監査を行う(整備法第59条)。
2. 当社は取締役会を置く(整備法第76条第2項)。
3. 当社は監査役を置く(整備法第76条第2項)。
4. 当社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割り当てを受ける権利を与える旨、および、その払込の期日の決定は取締役会の決議により定める(整備法第76条第3項)。
5. 当社は株式にかかると株券を発行する(整備法第76条第4項)。
6. 当社は株主名簿管理人を置く(整備法第80条第1項)。

以上